

## 議案第115号

# 大津市手数料条例の一部を改正する 条例の制定について

### 【改正理由】

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)が公布されたことに伴い、**大津市手数料条例(平成12年3月24日条例第12号)**について、**所要の改正**を行うもの。

令和5年9月14日  
健康保険部保健所衛生課

## 改正の概要

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

## 改正の趣旨

### 1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

#### (1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
  - ・ 特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとする。
  - ・ その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとする。

（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

#### (2) 差別防止の更なる徹底等

- ① 旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。
- ② 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるものとする。
- ④ 営業者は、当分の間、（1）②又は③のいずれかで宿泊を拒んだときは、その理由等を記録しておくものとする。等

### 2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、

クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

- ① 事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。
- ② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6月を等経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。

## 施行期日

公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

## ● 改正の内容

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」の公布により、生活衛生関係営業等の事業譲渡において、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することが可能となることから、事業譲渡に伴う審査（旅館業法の地位承継に係る欠格事項等の審査を除く）が不要となるため、大津市手数料条例の一部を改正する。

### 【生活衛生関係営業等】

食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法

● **生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律**

事業譲渡において、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することが可能となったことから、大津市手数料条例第2条に規定する別表を以下のとおり改正する。

＜ 食品衛生法 ＞

申請区分	(旧) 条文 (手数料例：飲食店)	(新) 条文 (手数料例：飲食店)
新規営業	新規営業 (16,800円)	新規営業 (16,800円)
<b>譲受営業</b>	譲り受け営業等 (13,200円)	<b>削除 (承継届出)</b>
継続営業		継続営業 (13,200円)

＜ 理容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法 ＞

申請区分	(旧) 条文 (手数料例：公衆浴場法)	(新) 条文 (手数料例：公衆浴場法)
新規営業	新規営業 (22,000円)	新規営業 (22,000円)
<b>譲受営業</b>	譲り受け営業 (16,000円)	<b>削除 (承継届出)</b>

＜ 旅館業法 ＞

申請区分	(旧) 条文	(新) 条文
新規営業	新規営業 (22,000円)	新規営業 (22,000円)
<b>譲受営業</b>	譲り受け営業 (16,000円)	<b>削除 (承継届出)</b>
承継承認	承継承認審査 (7,500円)	<b>承継承認審査※ (7,500円)</b>

※ 旅館業法の譲受営業については、従来から地位承継の承認申請に伴い徴収してきた「**営業者の欠格事項等に係る承継承認審査手数料 7,500円**」を引き続き徴収する。

### ● 施行期日

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

### ● 経過措置

この条例の施行の前日にこの条例による改正前の大津市手数料条例別表第31項、第33項、第35項から第37項まで又は第40項に規定する営業について譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

# 議案第115号

## 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### (新旧対照表)

改正前	改正後
<p>別表(第2条関係)</p> <p>31 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく営業の許可</p> <p>(1) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に対する審査1件につき 16,800円(<u>当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合又は当該許可を受けた者が許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可について申請する場合(以下この項において「譲り受け営業等の場合」という。)</u>にあつては、13,200円)</p>	<p>(別表(第2条関係))</p> <p>31 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定に基づく営業の許可</p> <p>(1) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に対する審査1件につき 16,800円(当該許可を受けた者が許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可について申請する場合(以下この項において「<b>継続営業</b>の場合」という。))にあつては、13,200円)</p>
<p>(2)～(32) <u>(1)と同様内容</u></p>	<p>(2)～(32) <u>(1)と同様内容の改正</u></p>



# 議案第115号

## 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### (新旧対照表)

改正前	改正後
<p>33 理容師法(昭和22年法律第234号)及び美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく事務</p> <p>(1) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査又は美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査 1件につき 17,000円(理容所又は美容所の開設者から営業を譲り受けた者が受ける検査の場合にあっては、13,000円)</p> <p>(2) 省略</p>	<p>33 理容師法(昭和22年法律第234号)及び美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく事務</p> <p>(1) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査又は美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査 1件につき 17,000円</p> <p>(2) 省略</p>
<p>35 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査 1件につき 22,000円(当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては、16,000円)</p>	<p>35 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査 1件につき 22,000円</p>

# 議案第115号

## 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### (新旧対照表)

#### 改正前

- 36 旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく事務
- (1) 旅館業法第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査 1件につき 22,000円(当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては16,000円、特定の季節又は一時的に営業する場合にあっては12,000円)
- (2) 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき 7,500円

#### 改正後

- 36 旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく事務
- (1) 旅館業法第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査 1件につき 22,000円(特定の季節又は一時的に営業する場合にあっては、12,000円)
- (2) 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき 7,500円



改正前	改正後
<p>37 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査 1件につき 22,000円 <u>(当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては、16,000円)</u></p>	<p>37 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査 1件につき 22,000円</p>
<p>40 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づく事務 (1) クリーニング業法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査 1件につき 17,000円<u>(クリーニング所を開設している営業者から営業を譲り受けた者が受ける検査の場合にあっては、13,000円)</u> (2) 省略</p>	<p>40 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づく事務 (1) クリーニング業法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査 1件につき 17,000円 (2) 省略</p>